

院内がん登録予後調査事業への参加について

【 背 景 】

我が国のがんの発生動向を把握するため、生存率の把握を目的とした院内がん登録の予後調査の実施が必要不可欠な状況であるが、平成22年6月に取りまとめた「がん対策推進基本計画」の中間報告において、がん対策推進協議会から外部照会を含めた予後調査の実施が低率であり、早急に体制を構築しなければならないと意見を集めているところ。

【 目 的 】

拠点病院が行う院内がん登録の予後調査の支援を行うと共に、拠点病院での円滑な予後調査が実施されるよう、現状の問題点を把握する。

【 事 業 】

- ① がん診療連携拠点病院が行う院内がん登録の予後調査の支援
- ② 院内がん登録における予後調査の現状及び問題点の把握
- ③ 院内がん登録に関わる業務上の質問等の回答およびその内容の周知

【 具体的な事業の内容 】

2007年登録症例の3年予後調査を実施するために、

- ① 施設内の情報では予後不明な登録症例の個人識別情報（氏名、性別、生年月日、最新規住所）を国立がんセンターにご提供いただき、②国立がん研究センターが市町村に対して住民票照会(住民票の写しの交付)を依頼し、③その結果を拠点病院に報告する。
- ④その過程で生じた問題点や作業量について、国立がんセンターから厚生労働省に報告書を提出する。というもの。

【 協議内容 】

この院内がん登録予後調査事業へ参加を進めているが、本協議会の専門家やがん患者・ご家族・ご遺族の委員の皆さんのご意見を伺いたい。



平成 23 年 10 月 6 日

国立がん研究センター
がん対策情報センター センター長
嘉山孝正

沖縄県
院内がん登録主管部局長 殿

予後調査支援事業の参加施設のご推薦について（依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、国立がん研究センターでは別添 1 の厚生労働省委託事業「平成 23 年度国立がん研究センター委託事業実施要綱」に基づき、がん診療連携拠点病院（以下、拠点病院）における予後調査の現状と課題の把握を目的として、院内がん登録の予後調査支援事業を実施いたします。

本事業は、「実施要綱」の「1. 目的」にあるように「厚生労働省の業務を独立行政法人国立がん研究センターに委託する形」で行うものであり、拠点病院が行う院内がん登録の予後調査の支援を行うと共に、拠点病院での円滑な予後調査が実施されるよう、現状と問題点の把握を目的としております。

事業内容は、2007 年登録症例の 3 年予後調査を実施するために、① 施設内の情報では予後不明な登録症例の個人識別情報（氏名・性別・生年月日・最新現住所）を国立がん研究センターにご提供いただき、② 国立がん研究センターが市町村に対して住民票照会（住民票の写しの交付）を依頼し、③ その結果を拠点病院に報告する。④ その過程で生じた問題点や作業量について、国立がん研究センターから厚生労働省に報告書を提出する、というものです。

つきましては、本事業の趣旨にご理解をいただき、以下に条件に該当する拠点病院の中から、1施設のご推薦をいただきますようお願い申し上げます。なお、条件を完全に満たす施設がない場合は、少なくとも 1) の条件を満たしている施設をご推薦いただければと存じます。参考のため、2007 年全国集計の登録数は別添 2 にお示しいたします。

敬具



記

- 1) 2007 年全国集計にデータ提出が行われており、かつ、施設の個人情報保護規程上、国立がん研究センターに依頼する形での予後調査を行う問題がないこと（オプトアウトを含む）
- 2) 現在まで、定期的・不定期を問わず、院内がん登録に関して住民票照会などの外部照会による予後調査を実施していないこと、あるいは今年度中に予後調査を実施する予定がないこと
- 3) 2007 年全国集計において、その登録数が 1000 件を超えていること

以上

【連絡・問い合わせ先】

国立がん研究センター がん対策情報センター がん統計研究部 院内がん登録室

〒104-0045 東京都中央区築地5-1-1

TEL 03-3542-2511 (内線 3429、3431) FAX 03-3547-8584

70
健発0712第1号
平成23年7月12日

独立行政法人
国立がん研究センター理事長 殿

厚生労働省健康局長



平成23年度国立がん研究センター委託事業の実施について

がんは我が国において昭和56年から死因の第1位であり、国民の生命及び健康にとって重要な課題となっていることから、平成19年4月に「がん対策基本法」が施行され、同年6月に「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されたところである。

今般、基本計画に掲げられた各種個別目標の達成に向け、独立行政法人国立がん研究センターにおけるこれまでの実績や経験等を活用して、基本計画に掲げられた各種個別目標達成に資する事業を行うことを目的として、別紙のとおり「平成23年度国立がん研究センター委託事業実施要綱」を定めたので、これにより当該事業を実施されたい。

平成23年度国立がん研究センター委託事業実施要綱（抜粋）

1. 目的

この事業は、平成19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」の各種個別目標の達成に向け、独立行政法人国立がん研究センターにおけるこれまでの実績やノウハウ等を活用して、「がん対策推進基本計画」に掲げられた各種個別目標の達成に資する事業を行うことを目的とする。

2. 事業の委託先

事業の実施主体は、独立行政法人国立がん研究センターとする。なお、独立行政法人国立がん研究センターについては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部を、事業を適切に実施できる者に委託することができる。

3. 事業の内容

(1) がん医療に携わる医療従事者の計画的研修事業

— 省略 —

(2) 院内がん登録の予後調査支援事業

我が国のがんの発生動向を把握するため、生存率の把握を目的とした院内がん登録の予後調査の実施が必要不可欠な状況であるが、平成22年6月に取りまとめた「がん対策推進基本計画」の中間報告において、がん対策推進協議会から外部照会を含めた予後調査の実施が低率であり、早急に体制を構築しなければならないと意見をいただいているところ。

このため、がん診療連携拠点病院が行う院内がん登録の予後調査の支援を行うとともに、今後、がん診療連携拠点病院において、円滑な予後調査が実施されるよう、院内がん登録の現状や問題点を把握することを目的として、以下①から③までの業務を行う。

- ① がん診療連携拠点病院が行う院内がん登録の予後調査の支援
- ② 院内がん登録における予後調査の現状及び問題点の把握
- ③ 院内がん登録に関わる業務上の質問等の回答およびその内容の周知

(3) その他

本事業の実施に必要な事項であって本要綱に定めのない事項については、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室と協議の上、決定する。

4. 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で委託を行うものとする。

5. その他の留意事項

- (1) この事業を推進するに当たっては、関係機関等と密接な連絡をとり、事業の円滑な実施を図るものとする。
- (2) この事業により収集した個人情報等の取り扱いについては、関係規定等を遵守し、十分配慮して取り扱うものとする。

